# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年12月23日【会社名】株式会社FPG

【英訳名】 Financial Products Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷村 尚永

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

【電話番号】 03(5288)5692

【事務連絡者氏名】執行役員 経営企画部長 桜井 寛【最寄りの連絡場所】東京都千代田区丸の内二丁目 7番 2 号

【電話番号】 03(5288)5691

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 桜井 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1【提出理由】

2021年12月22日開催の当社第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2021年12月22日

### (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

当事業年度末の普通株式の配当金を1株につき18円50銭といたします。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第2条につきましては、将来の事業領域の拡大に対応するため、事業目的を追加するものであります。

現行定款第14条につきましては、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催を可能とするために条項を追加するものであります。なお、本条の定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

現行定款第18条につきましては、令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

現行定款第30条につきましては、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものでありませ

現行定款第31条につきましては、補欠監査役に関する規定の新設に伴い、補欠監査役が監査役に 就任した場合の任期を明確にするため所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、谷村尚永氏、石黒正氏、髙橋和樹氏、大原慶子氏及び迫本栄二氏を選任いたします。

### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、吉利友克氏、常峰仁氏及び川嶋秀行氏を選任いたします。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、渡辺純二氏を選任いたします。

#### 第6号議案 社外監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を現行の年額50百万円以内に据え置いたうえで、そのうち社外監査役分として定めた 年額30百万円の上限枠を廃止するものであります。 (3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案	000,000	0.000	400	00.00	=T2+
剰余金の配当の件	602,803	2,696	122	98.89	可決
第2号議案	520, 704	CE C2E	224	00 55	=T2th
定款一部変更の件	539,761	65,635	224	88.55	可決
第3号議案					
取締役5名選任の件					
谷村 尚永	598,879	6,439	303	98.25	可決
石黒 正	598,979	6,339	303	98.26	可決
髙橋 和樹	600,118	5,200	303	98.45	可決
大原 慶子	599,154	6,164	303	98.29	可決
迫本 栄二	599,434	5,884	303	98.34	可決
第4号議案					
監査役3名選任の件					
吉利 友克	600,685	4,632	304	98.54	可決
常峰 仁	601,284	4,033	304	98.64	可決
川嶋 秀行	557,047	48,268	304	91.38	可決
第5号議案					
補欠監査役1名選任の件					
渡辺 純二	595,444	9,807	360	97.68	可決
第6号議案 社外監査役の報酬額改定の件	596,914	8,124	584	97.92	可決

#### (注)1.各議案の可決要件は次のとおりです。

- 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席 した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席 した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席 した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席 した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2. 賛成割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)に対する割合であります。また、小数点第3位以下を切り捨てております。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権数及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権数の集計により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。

以 上